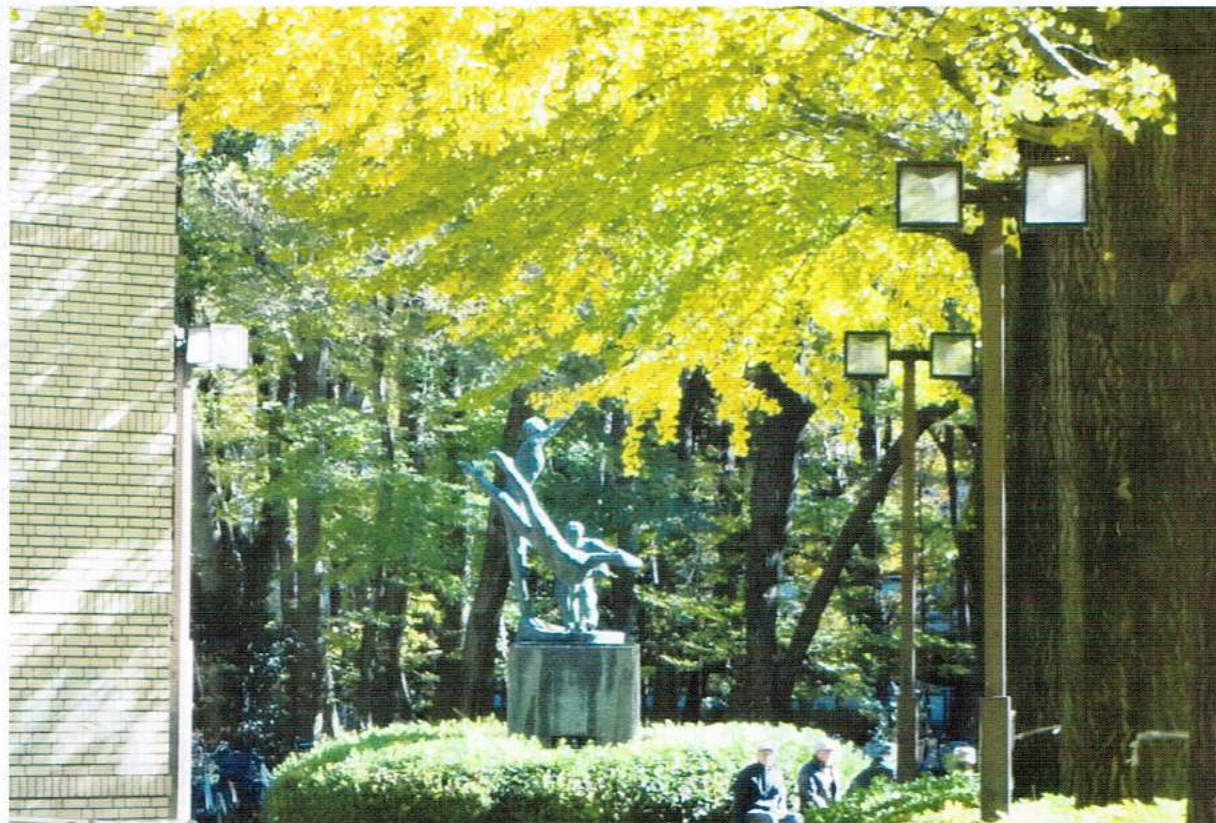




報 司 保 護

平成26年1月1日発行 北多摩北地区保護司会
発行責任者 会長 野崎重弥

わが街紹介(小平市)イチョウが整然と並ぶ見ごたえのある中央公園



新年にあたって

北多摩北地区保護司会
副会長 増田 時次郎

新年明けましておめでとうございます。皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年、清瀬分区分が北北の当番市を務めさせていただき、行き届かない点が多々ありますが、市のお力を得ながら頑張っています。

社会環境の変化で、非行、犯罪も大きく変わっています。このような時に計らずも清瀬分区分長を仰せつかって三年が経過しようとしております。

保護観察を取り巻く環境も大きく変わり、保護司の担い手は、家庭の主婦や現役で仕事についている方が多くなっております。家庭環境、住居事情など、また社会変化に伴う法整備の関連機関との連携、保護司の皆さんからの意見、要望、不満などが寄せられております。これらをいかに皆さんに話し、聞かしてもらおうか、接したらよいか悩み、迷っております。野崎北北会長にお会いして目が覚めました。

会長としての立場であらゆる機会を捕らえて情報を発信していくこと、ひざを交えて皆さんと話し合うこと、結果は会長として責任を取ることで、そうすることで会員は活動しやすく、保護司会が発展する道であることを教わり学びました。道半ばではありますが、皆様のご理解とご協力をお願いしますとともに、ご健勝、ご多幸、ご発展を心よりお祈り申し上げます。



裁判員裁判と「社会を明るくする運動」について

東京保護観察所長 大矢 裕

昨年の人事異動で所長を拝命いたしました大矢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、裁判員裁判が始まって、昨年五月で丸四年になりました。私はこの制度が出来て二つの点で良かったと感じております。

一つ目は、裁判員の皆さんに保護観察という制度や保護司さんの存在を知っていただいたことです。「社会を明るくする運動」は今年度で六十三回目を迎えました。

この運動を市民の皆様を理解していただくのはなかなか難しいのが実情です。しかしながら、裁判員裁判を通じて裁判員の方々に、犯罪者の更生のために地域には保護司という素晴らしい支援者がいることを知ってもらった意義は大きいと思います。そして、対象者のよき相談相手・支援者としての保護司の存在が再認識されたことが、保護観察付執行猶予判決が多くなった理由の一つと思われる。もう一点は、裁判員の方々に裁判後の犯罪者処遇についても関心

を持つていただいたことです。

テレビドラマでは、犯人が逮捕されたところで終わり、その後の犯人の処遇については余り知られていません。実刑であれ執行猶予判決であれ、犯罪者はいずれ自分たちの地元に戻ってきます。そうであれば、この人達のこれからの人生や更生についても考えてあげないといけないのではないかと、というのが裁判員の方々の率直な気持ちだと思われれます。

「社会を明るくする運動」この運動の趣旨は、市民の皆様は、犯罪者や非行少年を地域から排除することなく、地域の同じ一員として受け入れ、その立ち直りを暖かく見守っていただくことです。

この意味で、今後裁判員経験者の増加に伴い、「社会を明るくする運動」の理解者が増え、この運動がより広範囲に、より効果的に展開されますことを期待しております。



御挨拶

東京保護観察所立川支部長 杉山 多恵

本年度春の人事異動で、関東地方更生保護委員会からまいりました杉山多恵と申します。係属する保護観察事件数約千件、五つの更生保護施設、千名の保護司の皆様が活動される多摩地区を管轄する東京保護観察所立川支部長としての責任の重さを痛感しております。何卒よろしくお願いいたします。

近年、再犯が大きな社会問題となりその防止が政府の喫緊の課題となる中、更生保護においても強靱な更生保護制度の実現を目指した改革が進められ、今日の様々な新規施策導入の流れへと続いていくことは御承知のとおりです。

更生保護の基本理念として更生保護関係者が持ち続けてきた「側隠の情」、「立ち直りへの寄り添い」といった精神を保持・継承しつつ、「再犯防止」「安心・安全な社会の実現」という社会のニーズに添えていくという、極めて難しいバランスの上に置かれているのが、現在の更生保護の姿といえます。

保護司制度につきましても、保護司が地域の事情を知悉しているという特性を活かし、保護観察官と協働して更生保護を支えてきた対象者の抱える問題の複雑・多様化、地域社会の連帯感の希薄化などを背景として困難さを増しております。こうした活動の困難化や負担の増大等を背景に、新たに保護司を委嘱される方が減少し、全体としての保護司数が四年連続して減少を続けていくなど、保護司候補者の安定的確保につきましても、対応すべき重要な課題となっております。

このように山積する課題を抱え、今まさに転換点にある更生保護制度ですが、日々第一線で御尽力くださっている保護司の皆様の見解に耳を傾け、地域のニーズにしっかりとアンテナを張りながら、職員とともに一つ一つの課題に取り組んでいく所存です。

皆様の引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。



再犯の防止について

東京保護観察所立川支部
保護観察官 宇田 紀之

刑法犯等の認知件数は、平成十四年をピークとして窃盗の認知件数、交通事故発生件数とともに減少傾向にあり、国内の治安は改善の方向に向かっているが、覚せい剤取締法違反、青少年保護育成条例など児童福祉に関する違法行為はほぼ横ばいで推移している。最近ではインターネットを利用した詐欺事件や児童ポルノに係る犯罪や児童買春、出会い系サイト規制法違反等は増加する状態にあり、他人のIDやパスワードを不正に取得するなどのサイバー犯罪も急増している。また、いわゆる振り込め詐欺は、平成二十一年以降、発生件数、被害総額ともに減少したが、検挙率は低下している。

このような犯罪状況において、初犯者と再犯者の推移を見ると、認知件数の減少の要因には初犯者の減少が挙げられるものの、再犯者は横ばいの状態にあり、再犯率は平成九年から上昇し続け、平成二十三年の成人の再犯者率は約四十三%となっている。また、少

年の再非行率も成人と同様に平成九年から毎年増加し、約三十二%まで上昇している。特に覚せい剤事犯者が高い水準にあり、高齢者による窃盗や暴行などの再犯の比重も近年高まる傾向にある。これらの現状の犯罪情勢から言えることは、再犯・再非行の防止が課題として挙げられる。統計資料によると、刑務所を満期出所してから帰任先が定かでない者の約半数は、出所後短期間に再犯に至る危険がある。また、再犯率を就労状況別に見ると有職者が七%、無職者が三十六%で、その差は約五倍となっており、住居や就労の確保が重要な課題となっている。

したがって、再犯防止の取組みとして、自ら犯した犯罪と向き合い、社会のルールを守るといふ規範意識を養うことが求められ、そのためには住居を確保し、就労先の確保と定着を図ることによって幅広い人間関係の中で社会性を身に付け、堅実な生活基盤を確立する必要が有ると考える。



「自分を育てる」

東京保護観察所立川支部
保護観察官 高井 文香

かつて、先輩保護観察官に、「保護観察は、街路樹を支える支柱のようなもの。」と教わったことがあります。しっかりと根をはり、大木になるまで、雨や風などで倒れてしまわないよう、支えるものです。

私は、時おり保護観察を受ける人に、「自分の心に種をまき、育てよう」と言うことがあります。心に芽生えた植物は、暑さや寒さに繊細で、すぐに弱まってしまうものもあるでしょう。風が吹くとすぐに倒れてしまうものもあるでしょう。しかし、その植物が腐ったり、枯れたり、折れたりせずに、大木になるよう、その植物に水をやり、養分をやり、大切に育てて欲しいと願いを込めます。

成長の糧となるものを自ら探し、自分へ養分として与えること。たとえば、学校で学ぶこと、仕事の中で学ぶこと、すべてが成長のための糧となることでしよう。

そして、その植物に対して、愛情を持ち、大切にしようという気

持ちも必要です。「誰かのために」ではなく、「自分のために」何かをすることは簡単なようで難しいことかもしれない。枯れそうになると、諦めたくなくなるかもしれませんが。それでも、愛情を注ぎ、何とか枯れないように手を尽くして欲しいと思います。

幹が太くなれば、些細な噂話に傷ついたり、他者からの指摘に傷ついたりして折れてしまうこともなくなるでしょう。しっかりと根が張れば、悪友からの誘いや自分への甘えに惑わされることもなくなるでしょう。

大きな木陰ができるような大木を育てる人、きれいな花を咲かせる木を育てる人、おいしい実をつける木を育てる人。保護観察という支柱によって支えられ、いつかは人を憩わせ、魅了し、お腹を満たせるような、他者に幸せを与えられる木に育つてくれることを願って止みません。

北多摩北地区全体研修会に参加して

東村山分区 研修部 佐藤恒夫

平成二十五年十一月六日(水)
清瀬市生涯学習センターにて、市内の社会福祉法人児童養護施設「子どもの家」施設長の大野紀代先生をお迎えし、「問題行動を起こす子供たちの理解」と題して研修会を行った。

先生は以前働いていた当施設に十六年ぶりに施設長として戻られた。当時は、当施設では、十八歳までの子供たちが生活しており、中学を卒業後進学せず働く子供たちがほとんどであった。ところが就労すると当時の法律で施設には入れないので外に出るが、失敗をして戻ってくる子供達のために、当施設の隣に自立支援ホーム「あすなる荘」を立ち上げた。そのホームでの十六年間の体験をもとにご講演を頂いた。

十六年ぶりに施設に戻り、まず驚いたことは、児童精神科医にかかったり特別支援学級・特別支援学校に通う子供達が多いということであった。

先生は、問題行動を起こす子供達の理解につながることを、また子供

供建自身の間違った思い込みを修正するために、今までと違った角度から子供達の人生を見る「生い立ちの整理」がとても有効ではないかと考えた。



虐待や劣悪な環境で育った子供達の多くは、自分のことを「可愛くない」「親にとっていけない」「悪いから施設に預けられた」等と思い込み、親を悪者にしないことが多い。そうした子供達に先生は、「あなた達が悪いわけではない」と違った角度から見直させていくのである。自分が毎日イライラする、周りの人に怒っているのは、本当はお母さんに向けたかかった怒りだったんじゃないか? もしかするとそうかもしれない、と思えるようになることが大事なポイントである。

子供達は常に「怒りを抱えている子」のように見える。虐待や暴力を受けてきた子供は、施設という安全な場所に来た時、それまで抑え込んでいた言葉にならない「怒り」が、理由もなく暴力に変わることがある。また、自分に自信のない子は、自分だめな家庭に生まれ、だめな子と思われ、自分の感情に自信が持てない。不当な

行為や不適切な扱いを受けてきた子供達は、被害者でありながら十分に慰められないことが永く続く、悲しみ・失望・あきらめ・反発・不信感・疎外感・孤独・寂しさ・不満等々の感情が、ある時怒りに変わる。本来怒りではない感情が怒りに変わるので、理由のわからない怒りになる。本人にも解らない怒りは、周りにはもつと解らない怒りなのだ。

大野先生は、子供達の怒りが、どの程度であるかということ、
「怒りのコップ」に入っている量として考えるように説いた。例えば、施設に居たくないが家には帰れない。その怒りにより「怒りのコップ」にどの程度怒りがたまったかを考え、もしあふれそうなら、自分の怒りに気付いて、理由を整理することで、怒りを減らすことが出来る。そうすれば毎日が生活しやすくなる。このような学びで、些細なことで怒った時、「足し算して怒ってませんか?」と聞くと「あれ?!」と立ち止まって考えることができる。これを繰り返すことで、変わることが出来るのだ。

虐待を受けた子供、或いは私は親に愛されていないと思えば自信の無い子ほど、自己肯定感や自尊心

北多摩北保護司会全体研修会



情が低いのである。これらの感情を育てない限り、人生をプラスに生きていけない。そこで、自信の無い子には、自分を褒めさせる等をしなが、自己肯定感を上げていくのだ。

虐待家庭から保護された子供は、戦場から保護された子供と同じである。虐待家庭での子供は、敵に囲まれた環境と同じなのだ。愛情

や善意を受けて来なかった子供は、愛情や善意をもって受けた行為を、そうとは受け取らず、攻撃的に出たりする。受け止め方を間違ってしまう、ということを認識する必要がある。問題行動を責める前に、問題行動以前に目を向け、起こした原因を明らかにすることが大切である。

大人や社会が、虐待を個人の責任としている間は、虐待は無くなる。社会が手をさしのべ、一緒に悩んでいくという考えで、社会に関わっていく必要がある。子供達は「自分はだめな子」と思っていることをしっかりと理解し、被害者としての子供達をしっかりとケアしていくことが、施設での一番の仕事として行っている、と結ばれた。

大野先生のご講演を聞き、改めて、対象者として向き合い、現象面だけにとられない対応の大切さを実感させられた研修であった。

平成二十五年度 第七ブロック保護司組織運営連絡協議会

について

北多摩北地区副会長 荻野 寛

北多摩北地区保護司組織運営連絡協議会



会場「国分寺Lホール」にて十一月十四日(木)午後一時三十分開催された。大矢裕東京保護観察所(所長)等の来賓の挨拶のあと、鈴木英一統括保護観察官より趣旨説明があり全体協議会が開催された。座長に北多摩東地区保護司会大矢照男副会長が選任され意見発表会が実施された。協議議題は「保護司の安定的確保について」である。意見発表者は北多摩西・府中・調布・狛江・北多摩北・北多摩東、各地区の保護司会の順で非常に活発な意見発表があった。保護司の現状と保護司の負担軽減、定年制の延長、組織支援の在り方、家族の協力等並びに、法務省保護局がもつと保護司に対して理解を示し絆を強くし、保護司の安定的確保に全員一致した。またその後活発な質疑応答があり協議会は終了した。最後に来賓の感想において東京保護観察所、大矢裕所長より意見発表者に対しての答えを述べていただいた。実に良き協議会だったと思つた。

北多摩北地区保護司会 社会参加活動報告

日時 平成二十五年十一月十六日(土) 午前十時～午後一時
 場所 社会福祉法人 未来ワークセンター夢の樹
 小平市大沼町二丁目一番地三号



当日は久しぶりの晴天となり、会場の「ワークセンター夢の樹」の職員方のご協力もあり、準備万端定刻に開始されました。初めに野崎会長のご挨拶をいただき、次に西角理事から歓迎の言葉を頂戴しました。本来休日であるところを無理にお願いした者

からすれば、大変恐縮した次第です。続いて全盲の視覚障害者で片足義足歩行の田口貴将氏から、生い立ちも含めて現在この作業所で働いている経緯、またご自身が働くことの意義をゆつたりと我々に語りかけて頂きました。どんな作業でも人の役に立っていると感じられることが、仕事をする上での励みになること。この作業所ではさまざまなハンディをもった方々がいて、自分一人早く仕上げても結果として齟齬が生じ、職員からもつとゆつくり作業することを求められた由など。わずか五名の対象者でしたが、彼らの中には田口氏をじつと見つめている者もいて、どんな感想を持ったのかはわかりませんが、何かを感じ取ってくれたかと期待するものです。

続いて、二十六年前から施設運営を始め、現在五作業所・三グループホーム・就労支援センターほか、弁当・パン製造販売を手がける障害者支援の法人理事長 並河敏氏からご挨拶を頂きました。こ

こで対象者に向かつて、「もしここで職員として働きたいと思ったら履歴書を持ってきなさい。」と話されたことは、我々にも驚きとともに大変ありがたいことと感じられました。併せて、いつでもボランティアを受け入れていただけるということでもありました。

さて、肝心の作業ですが、宝石でも入れるような紙袋の手提げひもに結びをつくるもので、一個七円になるとのことでした。テーブルに置かれた紙袋を各自手にとり、丁寧に一つずつ作り上げるのは実に根気のいる仕事でした。結果正味一時間で二〇〇個以上の袋を

完成し、検品も上々とのこと、一同少しは役に立ったかと安心もしました。その後法人内で行く仕出し弁当を頂き、対象者は感想文を提出。最後に鈴木統括から参加者へのねぎらいと、法人への感謝の言葉を頂き、無事解散となった次第です。

毎年実施される社会参加活動ですが、今年度は障害者施設での作業



としたところ皆様の関心が薄く、少人数での実施となり、担当者として大変申し訳なく思っております。やはり観察所のより主体的な参加と、活動自体の意義の明確化を図ることが求められると個人的には思いますが、次年度はこの反省をふまえ、より良い活動を企画したいと考えております。

(地域活動部長 佐々木 記)

平成二十五年度 北多摩北地区保護司会総会

日時 五月十六日(木) 午後一時三十分
場所 東村山市民センター



当番市の中澤弘行清瀬市副市長・東京保護観察所立川支部杉山多恵支部長をはじめ、行政・警察・各関係機関より十四名の来賓をお迎えし、出席者八十名、委任状二十九名(在籍者百二十七名)の出席のもと、開催されました。
議長には、高橋眞氏、佐久間亮勝氏が選出され、平成二十四年度事業報告、収入・支出決算、会計監査報告、平成二十五年度の事業計画(案)、収入・支出予算(案)、役員の変更及び会則、運営、慶弔

規程、旅費内規、役員の選出及び申し合わせ事項の一部改正について議案が審議され、承認されました。

第二部 講演会 テーマ「これからの更生保護について」

講師 東京保護観察所立川支部長

杉山多恵氏

更生保護の創生から戦後までの法を含めた更生保護改革、裁判員制度及び再犯防止に向けた総合対策の現状を、次に更生保護の課題として、再犯防止に向けた施策への対応と保護司の充足率等の講演をいただきました。

参加者は真剣に講演に耳を傾けていましたが、法的問題も含め、保護司として再犯防止にどのような活動・行動していくか、また新任保護司の確保について、北北保護司会の充足率の低さなど、課題を感じる方も多かったと思います。忙しい中、講演をいただき、感謝申し上げますとともに、御指導をお願い申し上げます。

(吉野 記)

平成二十五年度 表彰受賞者紹介

法務大臣表彰

阿部タキコ(小平分区)

全国保護司連盟理事長表彰

村上 俊三(東村山分区)

山田 俊江(西東京分区)

関東地方更生保護委員会

委員長表彰

立川 裕子(小平分区)

海老澤 茂(東村山分区)

山中 勝美(東村山分区)

浅見 良子(清瀬分区)

清水かね子(清瀬分区)

増田時次郎(清瀬分区)

岡野 正義(東久留米分区)

篠宮 正和(東久留米分区)

鈴木 敬子(東久留米分区)

小峰 立丸(西東京分区)

高橋 均(西東京分区)

星出 卓也(西東京分区)

関東地方保護司連盟会長表彰

江幡 房枝(東村山分区)

島崎 宣治(東久留米分区)

村野 裕一(東久留米分区)

東京保護観察所長表彰

木村 和夫(小平分区)

杉本 唯夫(小平分区)

大井 芳文(東村山分区)

木本 芳子(東村山分区)

熊木 敏己(東村山分区)

黒羽 昭(東村山分区)

小島 宗善(東村山分区)

小松 健二(東村山分区)

滝川 桜子(東村山分区)

仲 晃平(東村山分区)

松尾 民子(東村山分区)

森 聡(東村山分区)

齊藤 信也(西東京分区)

佐藤 満雄(西東京分区)

高田 進(西東京分区)

松川 正秀(西東京分区)

東京保護司会連合会会長表彰

大沢 博(小平分区)

佐々木榮亭(小平分区)

佐野 郁夫(小平分区)

佐藤 恒夫(東村山分区)

島崎 洋子(東村山分区)

高野 光芳(東村山分区)

田中眞津子(清瀬分区)

須貝 栄子(西東京分区)

東京保護観察所長感謝状

(家族功労者)

増田 朝江(清瀬分区)

清水三千子(西東京分区)



広報部がゆく

更生保護法人 両全会

両全会の施設玄関



八月八日(木) 猛暑の中、広報部員十名にて、小田急線参宮橋近くの更生保護法人「両全会」を訪問した。

小畑輝海理事長をはじめ職員の方々に快く迎えて頂き、映像を交えての丁寧な説明と施設内の案内をして頂いた。

▼施設の沿革

大正六年に市ヶ谷刑務所教誨師であった藤井恵照氏が女子釈放者のため自宅を開放し、収容保護と指導をしたのが始まり。その後信濃町に購入した施設は時を経て老朽化と財政難のため一時事業を休止。昭和三十八年に二階建てを新築し、女子更生施設として運営を再開。その後平成十年に生活環境

の向上及び処遇の充実のため、現在の地に移転。

敷地総面積：363.65㎡
 建物：鉄筋5階建て
 587.12㎡
 部屋数：12室(個室7室)
 定員：20名(少年3名)
 平成24年度入所者状況：
 1日平均17.4名
 覚醒剤：38%
 窃盗：30%
 退所時の就職率：85%

▼処遇の概要

両全会は全国各施設等からの対象者を受け入れ宿泊保護を通じて日夜、直接的な補導・指導を行っている。在所期間の平均は四ヶ月半。その間に個別指導の徹底のもと再犯防止に向けたきめの細かい処遇を行っている。処遇の中心は早期の自立と社会復帰を目指した生活指導(挨拶、清掃、金銭管理等)と徹底した就労指導(仕事の探し方、面接対応、パソコン教育等)である。そして退所後においても継続ケアの受けられる体制を拡充



両全会理事長
小畑 輝海 氏

▼処遇のベースは生活指導

教育の理念は人間性回復である。



クリーンな洗面所と清掃当番表

対象者のほとんどは家庭的環境に恵まれておらず、文化体験も乏しい。そこで先ず家庭的な環境を整えるた

め平日の朝、夕は在所者全員で食事を共にしている。そして、挨拶や全員の当番制による毎日十五分の掃除、さらには金銭管理を通じて基本的な社会生活習慣と善良な社会の一員としての行動様式をきめ細かく徹底した個別指導の下で習得させている。

また、民間機関やボランティアの協力も得て書道教室、薬害防止教育、話し方教室、リハビリメイク・美容教室、生け花教室、料理教室、ファッションショーなど数多くの行事を実施している。これらの研修・教養行事を通じて人間的回復等を図っている。

▼徹底した就労指導
「パソコン教室」までも！

就労は自立・更生のための必須条件！。職員は仕事の探し方に始まって挨拶、電話、面接や履歴書の書き方まで文字通り「親身」になって個別指導する。そしてビジネスではパソコン使用があたり前になっている昨今、夜の時間を利用してパソコン教室を開催している。希望者全員にパソコンを貸与し、毎週一回、民間協力の講師が指導している。ちなみ



夜間開催のパソコン教室

に本施設では医療上等で就

労出来ないものを除き、ほぼ完全就労を実現している。

また平成二十一年度から就労支援事業の一環として東京保護観察所の指導の下、都内在宅の保護観察対象者を対象にパソコンセミナーも開催している。年二回、各五回シリーズは保護司活動の支援となっている。

▼特別処遇対象者の処遇

高齢（六十五歳以上）であり、障害が認められ、住居がないなどの条件の場合、自立がますます困難となる。両全会ではこのような対象者に対し、社会復帰を果たすために特別な処遇をしている。

- ◎ 臨床心理士による心理相談
- ◎ 当会の売店勤務等の就労支援
- ◎ 福祉との調整（医療扶助、障害者手帳の申請など）
- ◎ 病院との連携調整
- ◎ 退所後の環境調整

▼自立準備の支え
「ホームみどり」

矯正施設を出所（院）した女性の社会復帰を目指し、自立をより完全なものにするサポート施設として平成二十三年四月より自立準備ホーム「ホームみどり」を発足した。駅から徒歩五分と就労しや



専門相談員による面接・相談

就労支援と面接・相談、生活指導等を行っている。

対象者の中には経済的、身体的、家庭的に恵まれず早期の自立が困難な人もいます。そのような対象者にとって「ホームみどり」は自立への旅立ちを支える最後の止まり木となっている。

▼薬物離脱に向けた長期ケア
「ローズカフェ」プログラム



ケアはたいへん重要な処遇になっている。

「ローズカフェ」のプログラムは改正刑法「刑の一部の執行猶予

すい環境に立地し現在、三名が入所している。民間協力者や協力者の支援も得ながら、

▼おわりに

当会職員の採用条件は、奉仕の精神を重要視しているとの事。ほとんどの方は六十歳以上、また教育啓発費用として年間二百万円を充てており、またその献身的な活動には感心させられた。

多くの同様の施設では、就職させることに大変苦労しているが、当両全会では、極めて高い就職率を維持していることに、職員皆様方の熱意とスキルの高さを感じずにはいられない。谷垣法相や高官の方々も見学に見えられたことがあるとの事。

お忙しいところを、快く取材にに応じて頂き、親切丁寧な説明と施設の案内をして下さった、小畑輝海理事長はじめ、職員の皆様に深く感謝申し上げます。

法務大臣賞を受賞して

小平分区
阿部タキコ

東京都保護司会連合会設立六十周年記念、東京更生保護大会の折に、法務大臣賞を賜りまして、感謝申し上げます。

保護司を拝命いたし、二十数年が経ちました。数多くの対象者と面接をいたしました。各人が背後に抱える多くの厳しい問題に対し、その対応に何もわからなかつた私には、まさに未知との遭遇そのものでした。あつちにあつち、こつちにあつちの日々でした。各種の研修を受講いたし、対象者と共に前向きに考え、励まし、再犯を起し世の中を騒がせないように論じました。「対話が築く明るい社会」をモットーに対応に努力してまいりました。そして私自身もその都度、成長させていただきました。これも、ひとえに、観察所をはじめ、先輩保護司の皆様からの御指導の賜物と、改めて感謝申し上げます。

人事 往来

○新任保護司紹介

平成二十四年十二月十五日付



清瀬分区
長沼 豊



清瀬分区
内田 光男

平成二十五年五月十五日付



西東京分区
濱野 雅章



清瀬分区
清水頭 賢二

平成二十五年五月十五日付



東村山分区
松尾 耕作

平成二十五年九月十七日付



東久留米分区
当麻 一哉



西東京分区
平野 徳司

○任期満了

左記の方々が任期満了、在職中のご活躍に敬意を表し、ご紹介いたします。

平成二十五年四月二十二日付

杉井 ヤヨイ(東久留米分区)

在職二十六年

平成二十五年五月十四日付

佐藤 俣子(東村山分区)

在職二十六年

中野 淳子(東村山分区)

在職十八年

平成二十五年九月十六日付

高橋 典子(小平分区)

在職十六年

田口 京子(東村山分区)

在職十六年

山本 強(清瀬分区)

在職九年

〈表紙写真説明〉
小平市中央公園の秋模様

(小平市津田町)

鷹の台駅東側に位置する中央公園のイチヨウ並木です。かつて蚕糸試験場だった所で、蚕を手でつかめた幼い頃、よくここを訪れて、おじさんから蚕をもらい育てたものです。今ではトラック競技場、体育館等があり、市民がスポーツを親しむ場になっています。小平で一番高い山(丘)もあり、自然豊かで、晩秋には黄色に見事に染まったイチヨウの葉で敷きつめられます。

編集 後記

平成二十五年と二十六年の二年間は清瀬市が当番市となり、事務局が移りました。

広報部も新しいメンバーでの活動となり、不慣れなところも沢山ありますが部員一同一丸となって頑張ります。

第五十一号発行にあたりご多用中、ご執筆いただきました皆様には心より感謝と御礼を申し上げます。(広報部一同)

事務局 清瀬分区
TEL 〇四二(四九二)五一一一
FAX 〇四二(四九二)五一三九